

OSAKAベーシック法律事務所ニュースレター

平成13年から「あかつき総合法律事務所」を共同で運営してきましたが、9月をもって解散し、9月20日から単独で淀屋橋の地で新たに「OSAKA ベーシック法律事務所」を開設することになりました。

これを機に、法律関連のニュースや事務所の近況などをニュースレターとしてお送りさせていただくことに致しました。少しでもお役に立てていただけましたら幸いです。

遺言についてのアドバイス

どのような場合に遺言を書く必要があるのでしょうか？



誰もが遺言を書く必要があるわけではありませんが、次のような場合には遺言を書いておいた方が良いでしょう。

- ① 子供がおらず妻と親もしくは兄弟姉妹が相続人となる場合
妻に遺産の全てを相続させる旨の遺言がなければ、親もしくは兄弟姉妹と遺産分割協議を行わなければなりません。
- ② 特定の子供に事業を承継させたい場合
特定の子供に事業を承継させたい場合、事業で使用している不動産や経営している会社の株式をその子供に相続させる旨の遺言をしておいたほうが良いでしょう。
- ③ 遺産を残す必要のない相続人がいる場合
遠縁でほとんど交渉もなく遺産を残す必要のない相続人であっても、遺言がなければ遺産を渡さなければなりません。
- ④ 第三者に遺産を残したい場合
お世話になった方に遺産を渡したい場合にはその旨の遺言をする必要があります。



どのようにして遺言を書けばよいのでしょうか？

遺言の方式で実務上利用されているのは主として**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**です。

自筆証書遺言とは、遺言者が、遺言の全文、日付および氏名を自署し、これに押印して作成する遺言です。長所は①費用がかからない、②何時でも簡単に作成できる、③1人で作成できる、という点です。短所は①遺言書の様式が厳格に法定されており間違えると無効となる、②家庭裁判所の検認が必要、という点です。

公正証書遺言とは公証人に作成してもらう遺言です。長所は①内容や形式の不備がなく有効な遺言を作成することができる、②検認を受ける必要がない、③遺言書の原本は公証役場で保管される、という点です。短所は①公証人の手数料などの費用がかかる、②証人が2名必要である、という点です。

事務所近況

本年3月末に新事務所を開設することが決まってから、①新事務所名の決定、②立地の選定、③事務所のレイアウト、④ロゴ、⑤ホームページ作成など、忙しい毎日を送ってきました。

家は3軒建てなければ満足はいく家は建たないと言われますが、私にとって事務所の開設は、平成6年の独立時、平成13年の移転時に続き、3回目になります。運営システムの構築も含め、ようやく満足のできる事務所となりそうです。

ホームページ

新事務所開設にあわせてホームページ制作の作業を行ってきました。9月26日にオープンさせる予定ですので、一度、ご覧になってください。

9月20日開設

お問い合わせ **OSAKA ベーシック法律事務所** 弁護士井上元
フリーダイヤル 0120-967-330 TEL 06-6226-5535
<http://www.o-basic.net/> (ホームページは9月26日オープン予定です)
〒541-0042 大阪市中央区今橋4丁目3番6号 淀屋橋NAOビル3階



OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office